

総・総・公開 高口

大 分 類	共通（法令・通達）
中 分 類	指示及び指示関係書類
保 存 年 限 等	暦 2028 年 12 月末

副 本 配 付 基 準

共 通 ラ イ ブ ラ リ

総 務 ・ 法 人 ・ 管 理

東 局 総 総 8 - 231

東 局 課 二 法 1 - 158

東 局 徴 管 1 - 336

平 成 30 年 6 月 29 日

各 税 務 署 長 殿

東 京 国 税 局 長 （官 印 省 略）

署 事 案 と し て 処 理 す る 情 報 公 開 法 に 基 づ く 行 政 文 書 の
開 示 請 求 に 関 す る 事 務 処 理 に つ い て （ 指 示 ）

標 題 の こ と に つ い て は 、 平 成 17 年 10 月 4 日 付 東 局 総 総 8 - 32 ほ か 21 課 合 同 「 『 情 報 公 開 関 係 事 務 取 扱 要 領 』 の 制 定 に つ い て 」 事 務 運 営 指 針 （ 以 下 「 情 報 公 開 関 係 事 務 取 扱 要 領 」 と い う 。 ）
に よ る ほ か 、 別 添 「 情 報 公 開 法 に 基 づ く 開 示 請 求 （ 署 事 案 ） 事 務 処 理 要 領 」 の と お り 定 め た の で 、
平 成 30 年 7 月 10 日 以 降 は 、 こ れ に 基 づ き 適 切 に 対 応 さ れ た い 。

（ 趣 旨 ）

情 報 公 開 関 係 事 務 取 扱 要 領 に お い て 、 別 途 定 め る こ と と し て い た 署 事 案 と し て 開 示 請 求 事 務 を
行 う 行 政 文 書 及 び そ の 処 理 に つ い て 、 具 体 的 手 続 を 示 す も の で あ る 。

情報公開法に基づく開示請求（署事案）事務処理要領

1 目的

この事務処理要領は、情報公開法に基づく開示請求のうち、署事案に係る開示請求事務手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この事務処理要領における用語の定義は、「情報公開関係事務取扱要領」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 開示請求

情報公開法に基づく開示請求をいう。

(2) 署保有部門

情報公開関係事務取扱要領第1章第2(4)に定める「主管課」をいい、開示請求の対象となる行政文書を保有する部門をいう。

(3) 文書管理システム

「一元的な文書管理システム」をいう。

(4) 局事案

局主管課において開示・不開示の審査を行い、局総務課から署総務課にその審査結果を通知し、署総務課において開示決定等の起案・決裁を行う事案をいう。

(5) 署事案

署保有部門において開示・不開示の審査を行い、署総務課において開示決定等の起案・決裁を行う事案をいう。

(6) 抽出法人名簿

「抽出法人名簿（平成●年●月設立法人）」をいう。

(7) 転出入対象者一覧表（転出）

KSKシステムの「業務メニュー」→「管理運営事務1」→「転出入」→「共通」→「転出処理」→「転出対象者一覧」→「検索条件変更」画面において、別紙1「転出入対象者一覧表の出力要領」のとおり検索条件を設定後、「帳票編集」から出力される帳票で、「転出対象者一覧画面」上に表示される全ての者（ただし、法人に係るもの）の各種情報が表示されるものをいう。

(8) 転出入対象者一覧表（転入）

KSKシステムの「業務メニュー」→「管理運営事務1」→「転出入」→「共通」→「転入処理」→「転入対象者一覧」→「検索条件変更」画面において、別紙1「転出入対象者一覧表の出力要領」のとおり検索条件を設定後、「帳票編集」から出力される帳票で、「転入対象者一覧画面」上に表示される全ての者（ただし、法人に係るもの）の各種情報が表示されるものをいう。

(9) 転出入対象者一覧表

上記(7)及び(8)をいう。

3 署事案として処理する行政文書

署事案として処理する行政文書は、次表のとおりである。

行政文書	編さん区分	署保有部門
抽出法人名簿	事務年度	法人課税部門
転出入対象者一覧表	事務年度	管理運営部門
閲覧目録に登録された行政文書		

4 受付等【総務課】

開示請求書の受付に当たっては、情報公開関係事務取扱要領第2章第2「開示請求の手続」によるほか、以下の事項に留意する。

(1) 開示請求手数料

イ 抽出法人名簿

「抽出法人名簿」は、「編さん区分：事務年度」「保存期間：1年」の行政文書で、登録（設立）月の2か月後に出力されるため、「抽出法人名簿（5月設立法人から翌年4月設立法人まで）」（出力が7月から翌年6月まで）は1件の行政文書（開示請求手数料300円）となり、「抽出法人名簿（5月設立法人から翌年5月設立法人まで）」の開示請求手数料は600円となる。

登録月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
出力月																
1件 300円												1件 300円				

ロ 転出入対象者一覧表

「転出入対象者一覧表」は、編さん区分が「事務年度」であることから、同一事務年度中の複数月の「転出入対象者一覧表」（（転出）又は（転入））が一の開示請求書によって開示請求された場合には、1件の行政文書（開示請求手数料300円）として取り扱う。

なお、「転出入対象者一覧表（転出）」及び「転出入対象者一覧表（転入）」は、それぞれ別の行政文書であることから、これらの行政文書について、一の開示請求書によって開示請求があった場合には、2件の行政文書（開示請求手数料600円）として取り扱うことに留意する。

また、前年7月登録分から本年9月登録分までに係る転出入対象者一覧表の開示請求があった場合には、計2件の行政文書となり、開示請求手数料は600円となる。

おって、2件の行政文書となる場合は、行政文書ごとに行政文書開示決定通知書を作成する。

登録月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1件 300円												1件 300円			

(2) 開示請求書副本の回付等

総務課の担当者は、開示請求書の副本を署保有部門に速やかに回付するとともに、文書管

理システムの起案の際に使用するため、開示請求書をスキャナ読み込みし、メール送信する。

5 開示・不開示の審査【署保有部門】

(1) 対象文書の処理

イ 抽出法人名簿【法人課税部門】

(イ) 写しの作成、マスキング処理

上記4(2)によって副本の回付を受けた署保有部門は、速やかに開示請求の対象となっている抽出法人名簿の写しを作成し、別紙2「審査結果通知例（抽出法人名簿）」の「2 審査結果通知別添・抽出法人名簿マスキング例」を参考に、「抽出法人名簿用マスキングシート」（東京国税局ポータルサイトの「サイトマップ」→「法人課税課」→「システム集」）を活用するなどして、マスキングを行う。

(ロ) 「補正・補完リスト」の作成

入力誤り、文字あふれなどの理由によって、「抽出法人名簿」に補正又は補完を行った場合は、別紙2「審査結果通知例（抽出法人名簿）」の「3 新設法人に係る抽出法人名簿（平成○年○月設立法人）の補正・補完リスト記載例」を参考に、「新設法人に係る抽出法人名簿（平成○年○月設立法人）の補正・補完リスト」を作成する。

なお、税理士名について補正又は補完を行った場合は、当該リストの「補完・補正内容」欄をマスキングする。

(ハ) 「不開示とした部分とその理由」の作成

別紙2「審査結果通知例（抽出法人名簿）」の「4 審査結果通知別紙・不開示とした部分とその理由記載例」を参考に、後述6「開示決定等の通知」において、総務課が作成する行政文書開示決定通知書に添付する、「別紙 不開示とした部分とその理由」を作成する。

なお、上記(ロ)によるマスキングを行った場合には、「不開示とした部分」欄の『「税理士名」欄』に、「及び新設法人に係る抽出法人名簿（平成●年●月設立法人）の補正・補完リスト」と追記する。

ロ 転出入対象者一覧表【管理運営部門】

(イ) 転出入対象者一覧表の出力等

上記4(2)によって副本の回付を受けた署保有部門は、速やかにK S Kシステムから請求に係る月の「転出入対象者一覧表」を紙出力し、スキャナ読み込みを行い、局管理運営課（総務係）へ連絡するとともに、「開示請求書」データ及び「転出入対象者一覧表」のデータを局管理運営課（課別メールボックス（報告用））宛てにメール送信する。

なお、メール送信に当たっては、不開示情報等を含む行政文書を送信する際のパスワード（「署職員が局職員に送信する場合」のもの）を付すことに留意する。

(ロ) マスキング処理

メールを受信した局管理運営課（総務係）は、開示決定期限に留意しつつ、別紙3「審査結果通知例（転出入対象者一覧表）」の「2 審査結果通知別添・転出入対象者一覧表マスキング例」を参考に、「転出入対象者一覧表」にマスキングを行う。

課内決裁終了後、マスキングを行った「転出入対象者一覧表」を、管理運営（第1）部門統括国税徴収官及び連絡調整官（総括上席国税徴収官）の役職別メールボックス宛て

に不開示情報等を含む行政文書を送信する際のパスワード（「局職員が署職員に送信する場合」のもの）を設定の上、メール送信する。

(ハ) 「不開示とした部分とその理由」の作成

別紙3「審査結果通知例（転出入対象者一覧表）」の「3 審査結果通知別紙・不開示とした部分とその理由記載例」を参考に、後述6「開示決定等の通知」において、総務課が作成する行政文書開示決定通知書に添付する、「別紙 不開示とした部分とその理由」を作成する。

ハ 閲覧目録に記載のある行政文書【署保有部門】

閲覧目録に記載のある行政文書について開示請求があった場合には、「情報公開関係事務取扱要領」に基づき、適切に処理する。

なお、閲覧目録に登録された行政文書については、全部開示となる。

(2) 審査結果の通知【署保有部門】

署保有部門は、別紙2、別紙3又は別紙4「審査結果通知例」を参考に、「審査結果通知」を作成し、上記(1)によって作成した文書とともに、文書管理システムによって決裁を了し、署総務課長宛てに施行する。

なお、当該審査結果に基づき、署総務課において開示決定等を行うことから、開示決定期限の約2週間前までに施行する。

おって、起案文書については、次表のとおり、文書管理システムに保存する。

大分類	公文書管理（個人・法人の権利義務の得喪）
中分類	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯
名称（小分類）	【平成●年度】情報公開関係書類（電子）
保存期間	会計年度（許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年）
保存媒体	電子

6 開示決定等の通知【総務課】

署保有部門から審査結果通知を受けた署総務課は、別紙5又は別紙6「開示決定通知書記載例」を参考に、行政文書開示決定通知書を作成し、審査結果通知に添付されていた「別紙 不開示とした部分とその理由」及び対象文書とともに、文書管理システムによって決裁を了し、「行政文書の開示の実施方法等申出書」とともに開示請求者に対して送付する。

なお、起案文書については、上記5(2)と同様に、文書管理システムに保存する。

おって、開示請求書など、紙媒体で保存する行政文書については、一件別に編てつするとともに、次表のとおり、文書管理システムに保存する。

大分類	公文書管理（個人・法人の権利義務の得喪）
中分類	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯
名称（小分類）	【平成●年度】情報公開関係書類（紙）
保存期間	会計年度（許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年）
保存媒体	紙

7 その他

(1) 問合せ先

- イ 開示請求書の受付及び開示決定等に関する事項
署総務課から局総務課（情報公開・個人情報保護係）に照会する。
- ロ 対象文書やマスキング等に関する事項
署保有部門から局主管課に照会する。

(2) 開示の実施の際の留意事項（抽出法人名簿）

「新設法人に係る抽出法人名簿（平成〇年〇月設立法人）の補正・補完リスト」を作成した場合の開示の実施に当たっては、「新設法人に係る抽出法人名簿（平成〇年〇月設立法人）の補正・補完リスト」も実施の対象文書となる。

(3) 抽出できない期間に係る開示請求への対応（転出入対象者一覧表）

転出入対象者一覧表は、転出入の処理完了年月日が前々事務年度以前の事案については、K S Kシステムで抽出できないことから、当該期間に係る開示請求の照会等があった場合には、開示請求者に「対象文書不存在による不開示決定を行うこととなる」旨を教示するなど、適切に対応する。

なお、上記説明を行っても開示請求を行いたいとの申出があった場合は、局総務課（情報公開・個人情報保護係）に連絡し、対応を協議する。

○ 転出入対象者一覧表の出力要領

「検索条件変更」画面

1 転出

検索条件
旧整理番号
新局
検索条件変更
人格別 旧整理番号
旧整理 新局署整理番号 局署
02:00: ① 人格別 法人格
05:00: 転出原因 全指定
03:00: 04:00: 転出事由 全指定
04:00: ソート基準 処理状況順
05:00: ② 処理状況
05:00: 転入通報 異動登録済 転出エラー 事前照会中
05:00: 照会転入可 引継登録済 転出可 転入処理中
05:00: 転出拒絶 照会転入拒絶 転出不可 転入拒絶
05:00: 転出済
05:00: ③ 登録年月 平成 年 月 未納有無 全指定
05:00: ④ 実行 リセット 取消
最新情報表示 リセット 転出者検索 通報事務記録 引継書類等登録 次期給与記録 異動
検索条件変更 事前照会登録 中断・削除 個別詳細表示 帳票編集 前頁 次頁

「転出」及び「転入」共に、①「人格別」は「法人格」を選択し、②「処理状況」は全ての項目をチェックする。
③「登録年月」は請求対象年月を入力し、④「実行」ボタンをクリックする。

2 転入

検索条件
新整理番号
旧局
検索条件変更
人格別 新整理番号
新整理 旧局署整理番号 局署
04:00: ① 人格別 法人格
04:00: 転出原因 全指定
04:00: 04:00: 転出事由 全指定
05:00: ② 処理状況
04:00: 転入仮登録 転入通報 異動登録済 事前照会可
04:00: 事前照会中 照会転入可 転出処理中 転入処理可
04:00: 通報登録済 可否判定済 転入エラー 転入可
04:00: 転出拒絶 照会転入拒絶 転入拒絶 転入済
03:00: ③ 登録年月 平成 年 月 未納有無 全指定
04:00: ④ 実行 リセット 取消
最新情報表示 リセット 転入者検索 通報事務記録 転入可否判定 次期給与記録 転入開始指示 異動情報訂正
検索条件変更 転入通報 照会結果登録 中断・削除 個別詳細表示 帳票編集 前頁 次頁

審査結果通知例（抽出法人名簿）

1 審査結果通知例

大分類	公文書管理（個人・法人の権利義務の得喪）
中分類	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯
保存年限等	会 許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年

平成●年●月●日

決裁完了日を記載する。

総務課長殿

総務課から回付された開示請求書副本に記載された、整理番号を記載する。

法人課税（第1）部門
統括国税調査官（認印省略）

情報公開法に基づく開示請求（東局●公開20●-●）に係る審査結果について（通知）

標題のことについては、下記のとおり、開示・不開示の審査を行ったので、当該結果を通知する。

正式な行政文書の名称を記載する。

記

1 請求のあった行政文書の名称
抽出法人名簿（平成●年●月～平成●年●月設立法人）（ただし、請求日までに作成された分）
なお、対象文書は別添のとおり。

2 開示・不開示の審査結果
開示（一部開示）
なお、不開示とした部分とその理由については、別紙「不開示とした部分とその理由」のとおり。

審査結果を記載する。
・開示（一部開示）
・不開示（不存在） など

2 審査結果通知別添・抽出法人名簿マスキング例

(整理番号) 法人	名	納	税	地	決算期	業種 番号 区分	資本金 (千円) 設立年月日	部門 番号 区分 税目 附帯区分	代表者 氏名	(所轄) 税理士 番号 氏名	法人会 期税金		備 考
											年	月	
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													

FBIAPF03 法人税・消費税 抽出法人名簿 (平成〇年〇月設立。人) 年月日 ()

3 新設法人に係る抽出法人名簿（平成〇年〇月設立法人）の補正・補完リスト記載例

新設法人に係る抽出法人名簿（平成〇年〇月設立法人）の補正・補完リスト

【〇〇税務署】

一連番号	項目名	補完・補正内容
10	納税地	東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
11	税理士名	[REDACTED]

税理士名について補正又は補完を行った場合は、記入した上でマスキング処理する。

4 審査結果通知別紙・不開示とした部分とその理由記載例

不開示とした部分とその理由		
不開示とした部分	根拠条文	不開示理由
「法人名」欄の一部	法第5条第2号イ	当該部分は、申告方法に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「種別区分」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、稼働、休業中等の稼働状況等に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「売上階級」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、売上階級が記載されており、公にすることにより、法人の売上規模の推測が可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「実況区分」欄	法第5条第6号イ	当該部分は、実況区分が記載されており、これらを公にすることにより、調査対象に選定されることの見込み可能性を与え、税務調査における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
「青白区分」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、申告区分に関する情報が記載されており、法人が青色申告又は白色申告のいずれかを選択するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の申告区分は公にされていると認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「局指定」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、税理士関与の有無に関する情報が記載されており、税理士関与の有無は当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の申告に税理士関与があるかは公にされていると認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「消費税届出書」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、消費税届出書に関する情報が記載されており、消費税届出書提出の有無は法人の選択によるものであり、また、特定法人の消費税申告書に関する情報は公にされているとは認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「代表者氏名」欄の一部	法第5条第1号	当該部分は、代表者個人の整理番号及び代表者個人の電子申告・納税システムの利用に関する情報が記載されており、当該情報は代表者の個人に関する情報であるため。
「税理士名」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、関与税理士に関する情報が記載されており、法人がどの税理士等を選択するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の関与税理士の氏名等については、公にされているとは認められず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「法人会」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、法人会への加入状況が記載されており、当該法人が法人会に加入又は脱会するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の法人会への加入状況は公にされているとは認められず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「間税会」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、間税会への加入状況が記載されており、当該法人が間税会に加入又は脱会するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の間税会への加入状況は公にされているとは認められず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「備考」欄	法第5条第6号イ	当該部分は、業態コード等が記載されており、公にすることにより、調査対象に選定されることの見込み可能性を与え、税務調査における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

別紙

「別紙」と記載する。

税理士名について補正又は補完を行った場合は、「及び新設法人に係る抽出法人名簿（平成〇年〇月設立法人）の補正・補完リスト」と追記する。

に加入
法人
とに

審査結果通知例（転出入対象者一覧表）

1 審査結果通知例

大分類	公文書管理（個人・法人の権利義務の得喪）
中分類	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯
保存年限等	会 許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年

平成●年●月●日

決裁完了日を記載する。

総務課長 殿

総務課から回付された開示請求書副本に記載された、整理番号を記載する。

管理運営（第1）部門
統括国税徴収官（認印省略）

情報公開法に基づく開示請求（東局●公開20●-●）に係る審査結果について（通知）

標題のことについては、下記のとおり、開示・不開示の審査を行ったので、当該結果を通知する。

記

正式な行政文書の名称を記載する。
なお、「転出」と「転入」は別の行政文書であることから、通知はそれぞれ作成する。

1 請求のあった行政文書の名称

転出入対象者一覧表（転出）（平成●年●月～平成●年●月分）
なお、対象文書は別添のとおり。

2 開示・不開示の審査結果

開示（一部開示）

なお、不開示とした部分とその理由については、別紙「不開示とした部分とその理由」のとおり。

審査結果を記載する。
・開示（一部開示）
・不開示（不存在） など

3 審査結果通知別紙・不開示とした部分とその理由記載例

不開示とした部分とその理由		
不開示とした部分	根拠条文	不開示理由
「氏名・名称 補完」欄 に記載された一部及び 「青白区分」欄	法第5条 第2号イ	当該部分は、法人の申告方法に関する情報が記載されているおり、どのような申告方法を選択するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の申告方法は公にされていると認められないことから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「未納の有無」欄	法第5条 第2号イ	当該部分は、法人の未納の有無に関する情報が記載されており、公にすることにより、法人の権利、地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

別紙

「別紙」と記載する。

審査結果通知例（閲覧目録掲載文書）

大分類	公文書管理（個人・法人の権利義務の得喪）
中分類	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯
保存年限等	会許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年

平成●年●月●日

決裁完了日を記載する。

総務課長殿

「●●（第●）部門統括国税調査（徴収）官」と記載する。

総務課から回付された開示請求書副本に記載された、整理番号を記載する。

●●●●（認印省略）

情報公開法に基づく開示請求（東局●公開20●-●）に係る審査結果について（通知）

標題のことについては、下記のとおり、開示・不開示の審査を行ったので、当該結果を通知する。

記

正式な行政文書の名称を記載する。

1 請求のあった行政文書の名称

●●●●●●●●●●●●●●●●

なお、対象文書は別添のとおり

2 開示・不開示の審査結果

開示（全部開示）

「開示（全部開示）」と審査結果を記載する。

開示決定通知書記載例（抽出法人名簿）

1 開示決定通知書記載例

様式第2号 行政文書開示決定通知書

●●●● 総 第 ●●●● 号
平成30年●●月●●日

行政文書開示決定通 決裁完了日を記載する。

●●●● 法人会
会長 国税 太郎 様 開示請求書の收受年月日を記載する。 ●●●● 税務署長 ●●●● 官印

平成30年●●月●●日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記 開示決定を行う行政文書ごとに記載する。

行政文書の名称	抽出法人名簿（平成●●年●●月～平成●●年●●月設立法人）（ただし、請求日までに作成された分）
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提訴する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 100枚 (100ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	1,000円	700円

注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額は開示請求手数料を算定する際に無効となります。）

署において実施可能な日時を記載する。

2 窓口において開示を実施することができる日時

日 時	場 所
平成30年●●月●●日(●) 9時～17時	●●●●税務署 総務課(情報公開窓口)
平成30年●●月●●日(●) 9時～17時	●●●●税務署 総務課(情報公開窓口)

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：送付料（郵便切手）が提出された日から1週間後までに発送予定 送付料 ●●●●円

原則として、定形外郵便物の料金を記載する。

(注) 窓口における開示の実施の
また、当日都合がつかない

裏面も御覧ください。

2 別紙・不開示とした部分とその理由記載例

不開示とした部分とその理由		
不開示とした部分	根拠条文	不開示理由
「法人名」欄の一部	法第5条第2号イ	当該部分は、申告方法に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「種別区分」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、稼働、休業中等の稼働状況等に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「売上階級」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、売上階級が記載されており、公にすることにより、法人の売上規模の推測が可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「実況区分」欄	法第5条第6号イ	当該部分は、実況区分が記載されており、これらを公にすることにより、調査対象に選定されることの予見可能性を与え、税務調査における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。
「青白区分」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、申告区分に関する情報が記載されており、法人が青色申告又は白色申告のいずれかを選択するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の申告区分は公にされていると認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「局指定」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、税理士関与の有無に関する情報が記載されており、税理士関与の有無は当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の申告に税理士関与があるかは公にされていると認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「消費税届出書」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、消費税届出書に関する情報が記載されており、消費税届出書提出の有無は法人の選択によるものであり、また、特定法人の消費税申告書に関する情報は公にされているとは認められず、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「代表者氏名」欄の一部	法第5条第1号	当該部分は、代表者個人の整理番号及び代表者個人の電子申告・納税システムの利用に関する情報が記載されており、当該情報は代表者の個人に関する情報であるため。
「税理士名」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、関与税理士に関する情報が記載されており、法人がどの税理士等を選択するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の関与税理士の氏名等については、公にされているとは認められず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「法人会」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、法人会への加入状況が記載されており、当該法人が法人会に加入又は脱会するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の法人会への加入状況は公にされているとは認められず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「間税会」欄	法第5条第2号イ	当該部分は、間税会への加入状況が記載されており、当該法人が間税会に加入又は脱会するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の間税会への加入状況は公にされているとは認められず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「備考」欄	法第5条第6号イ	当該部分は、業態コード等が記載されており、公にすることにより、調査対象に選定されることの予見可能性を与え、税務調査における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

別紙

「別紙」と記載する。

税理士名について補正又は補完を行った場合は、「及び新設法人に係る抽出法人名簿（平成〇年〇月設立法人）の補正・補完リスト」と追記する。

開示決定通知書記載例 (転出入対象者一覧表)

1 開示決定通知書記載例

様式第2号 行政文書開示決定通知書

● 総 第 ● 号
平成30年 ● 月 ● 日

行政文書開示決定通知書

● ● ● ● 官印

● ● 法人会
会長 国税 ● ● ● ● 税務署長

平成 30 年 ● 月 ● 日に請求されました行政文書の開示に
律 (平成 11 年法律第 42 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、

記

行政文書の名称 転出入対象者一覧表 (転出) (平成●年●月～平成●年●月分)

不開示とした部分とその理由 別紙のとおり

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しをを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

● 開示の実施の方法等 (裏面の説明事項をお読みください。)

1 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 100枚 (100ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	1,000円	700円

注) 納付する開示実施手数料は、基本額 (複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額) から開示請求手数料の額を控除した金額となります (当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。)

2 窓口において開示を実施すること

日 時	場 所
平成30年●月●日 (●) 9時～17時	● ● 税務署 総務課 (情報公開窓口)
平成30年●月●日 (●) 9時～17時	● ● 税務署 総務課 (情報公開窓口)

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)

日数: 送付料 (郵便切手) が提出された日から1週間後までに送付予定 送付料 ● ● 円

(注) 窓口における開示の実施の際に
また、当日都合がつかない場合
原則として、定形外郵便物の料金を記載する。

裏面も御覧ください。

決裁完了日を記載する。

開示請求書の收受年月日と記載する。

開示決定を行う行政文書ごとに記載する。「転出」と「転入」は別の行政文書であることから、それぞれ決定する。

署において実施可能な日時を記載する。

原則として、定形外郵便物の料金を記載する。

2 別紙・不開示とした部分とその理由記載例

不開示とした部分とその理由		
不開示とした部分	根拠条文	不開示理由
「氏名・名称 補完」欄 に記載された一部及び 「青白区分」欄	法第5条 第2号イ	当該部分は、法人の申告方法に関する情報が記載されているおり、どのような申告方法を選択するかは、当該法人の選択によるものであり、また、特定法人の申告方法は公にされていると認められないことから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
「未納の有無」欄	法第5条 第2号イ	当該部分は、法人の未納の有無に関する情報が記載されており、公にすることにより、法人の権利、地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

別紙

「別紙」と記載する。